

2015 Vol.112 2月

広報つわの



今月の目次 -Contents-

| | |
|-----------------------------------|----|
| 新年のご挨拶..... | 1 |
| 男女共同参画社会の実現へ..... | 2 |
| 平成 27 年津和野町成人式..... | 3 |
| 平成 27 年町県民税・国民健康保険税の 申告相談..... | 7 |
| イベントカレンダー..... | 11 |
| 町からのお知らせ..... | 13 |
| TownWaching..... | 15 |
| グラントワイイベント情報*..... | 16 |
| けいじばん..... | 17 |

初詣客と一緒に新年を祝う獅子舞

JR 津和野駅 1月1日撮影

お互いを思いやることのできる社会
男女共同参画社会の実現へ向けて...

Q 島根県男女共同参画サポーターって

A 島根県から委嘱され、市町村や県と一緒に啓発活動を行っています。講演会や、寸劇等の上演を通じて身近なところから男女共同参画を感じてもらおう活動を行っています。

【町内サポーター】
大内康子、大羽ミヤ子、西蔭千恵美、清水留美子、中村俊子

敬称略

「つれあいさんから何て呼ばれますか？」ある会合で、年配の女性にこのようにお聞きしたら、殆どの方が名前と呼ばれたことが無く、中には川柳のように「おい！」や「ばばあ」と呼ばれている方も多くいらっしゃいました。

「おい！」という呼びかけには、上下・主従関係が見えてきます。

最近の若い人達は名前前で呼び合う人が多いようです。巷では「奥さん、家内、嫁」が一般的ですが、これらの呼び方には、家の奥に居る人を想像させます。男女共同参画の取り組みの中では、パートナーのことを対等な関係を表す

「夫、妻、つれあい」と呼ぶようにしています。熟年者のみなさんも、相手のことを名前やこのように呼んでみてはいかがですか？最初は照れもあり、ぎこちなく感じるかもしれませんが、使い慣れた頃には、もつと信頼関係が増すのではないのでしょうか。

「夫、妻、つれあい」と呼ぶようにしています。

夫婦は常に対等。パートナーを名前で呼ぶことから始めましょう！



島根県男女共同参画サポーター
清水留美子さん

お
「おい！」じゃない
名前があるとおばあちゃん



つわみん活動日記

12/24 2014歳末大商の出し

抽選会場の津和野町商工会で、お客さんと触れ合うなどして抽選会をもちあげました。

他にもたくさん出演しました。

- 12月5日(金) 幼花園もちつき大会
- 12月7日(日) 道の駅シルクウェイにはらイルミネーションイベント
- 12月21日(日) 津和野町民余芸大会



出演情報など最新情報をfacebookでチェックしよう！



つわみんへ出演依頼などができます。詳しくは下記担当課までお問合せください。【お問合せ先】商工観光課 ☎72-0652



新年のお慶びを申し上げます

津和野町長 下森博之



約13カ月ぶりに津和野駅にその雄姿を見せたSLやまぐち号。災害からの復興のシンボルとして私たちに元気を与えてくれました。

平成27年、明けましておめでとうございます。皆様には輝かしい新年の幕開けをお迎えになられたこととお喜び申し上げます。昨年は、町政の推進にあたり温かいご理解とご支援を頂きまして誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、一昨年の7月28日に町を襲った豪雨災害を受けて、昨年はその復旧に全力を尽くした一年でありました。まだまだご迷惑をおかけ致しますが、一日も早い復旧・復興を目指して引き続き最大限の努力をしております。

一方、広島で発生した豪雨災害に代表されるように、明らかに世界の気候変動が日本の気象条件に影響をもたらしていることを物語っていると思っております。

本年以降も、緊張感を持ちながら災

害に備え、自助、共助、公助の充実を推進しながら防災、減災対策に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

こうした中で、いち早く昨年8月23日には、JR山口線の全線運行再開が実現いたしました。

貴重な観光資源であるSLやまぐち号についてもその雄姿を再びこの目で見ることができました。この感激を忘れることなく、JR山口線の更なる利用促進を図りながら、抜本的な観光対策に関係者の方々と力を合わせ取り組んでまいります。

さて今年も国勢調査を控え、前回に引き続き厳しい数値になると覚悟しております。近年は、町の財政健全化に一定の成果が出始めたこともあり若者向け定住住宅の建設や保育料の軽減など、抜本的な定住対策に取り組み、3年前より始めましたまちづくり委員会などの意見交換を踏まえて、より効果の高い支援を継続してまいります。

併せて、こうした定住対策を進めながら今町に住んでいる皆さまが明るく活き活きと暮らして頂くことを優先して考えるべきであるとも思っております。



各まちづくり委員会の方とも意見交換を行う会議なども開催。

す。町民の方々の幸せ感が住み良い、住みたい町として魅力を発信することにもつながると信じています。

人口減少の流れがとまらず、20年後には人口が半減するとの予測もなされておりますが、今一度、私たちは自らの生き方に自信を持ち、自治自立の精神のもとに地方創生を捉え、町民の皆様と一丸となつてまちづくりを進めてまいりたいと願っております。そして、何もなければ何も変わらないとの気概を私自身が初心として忘れることなく、本年も津和野町の様々な活性化策に挑戦してまいりたいと思っております。

町民の皆様方には、より一層の温かいご理解と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、町民の皆様を始め関係者一同のご多幸を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

※本紙に掲載した新年の挨拶は、先日サンネットにちはらで放送した内容を一部抜粋・再編集して掲載しています

20歳 新成人の皆さんへ



日本では民法第四条において「年齢二十歳をもって、成年とする」としてあり、これによりこれまで年齢を理由に禁止されていた様々な事が出来るようになります。社会人としての責任も発生するため、もう一度、おさらいをしておきましょう。

選挙権が与えられます

総務省 HP「なるほど!選挙」



20歳になると国政選挙や各種選挙などの投票権が与えられます。これは1946年に日本国憲法が公布された当時から変わっていません。ところで政治家の方から寄付を受けることや有権者が求めることも禁止されています。普段の何気ないやり取りが思わぬトラブルを招くこともありますので気をつけましょう。

選挙に関する情報は総務省ホームページに詳しく掲載されていますので一度ご覧ください。

国民年金に加入しましょう

日本年金機構 HP



国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気がケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。20歳になると国民年金保険料の納付が義務づけられますが一部の方を対象に納付猶予制度などもあります。詳しくはp13「町からのお知らせ」または、日本年金機構ホームページでご確認下さい。

お酒が飲めるようになります タバコが吸えるようになります

e-ヘルスネット



あなたの身近な方もこの両方を楽しんでいる方も多いのではないのでしょうか。お酒を飲みながら楽しく話をしたり、タバコ独特の味が楽しめるのも20歳からですね。

ただし、これらの飲みすぎ吸いすぎはあなたの健康に悪影響を及ぼします。また体質的にお酒が飲めない人に飲酒を強要するアルコールハラスメントや喫煙者の周囲がタバコの煙を吸ってしまう副流煙など本人以外の方を巻き込むことも・・・。

アルコールやタバコに関する情報はe-ヘルスネット、最新たばこ情報などで確認ができますので、始める前に正しい知識を身につけ、上手に付き合しましょう。

10年有効なパスポートの申請ができます

外務省 HP「パスポート」



海外旅行には必ず必要となる旅券。結婚していない20歳未満である未成年の方が取得する際には法定代理人の同意が必要な上、有効期限が5年のものしか発行できません。

20歳になるとこうした代理人の同意が要らず、10年の有効期限のものが取得できるようになります。旅券の取得には一定の期間が必要になりますので海外旅行を予定されている方は余裕を持って申請を行い、渡航先の安全確認など十分な準備をしてお出かけ下さい。

新年の日差しが色鮮やかな晴着を照らす中、津和野町成人式が日原小学校体育館で開催されました。97人の新成人のうち57人が出席、新成人を代表して現在東京で大学に通う宮内康幸さんが「若い力を発揮し、少しでも社会を進歩させられるよう努力する」と誓いを新たにしました。



新成人を代表して答辞を述べる宮内康幸さん

新しい発想と若い力で
これからの社会に貢献していく

平成 27 年津和野町成人式



スナップ
新成人





山田 直樹 (森四)



宮内 康幸 (春日町)



平川 翔也 (栄町)



永田 友佳 (哲山)



下地 麗美 (清水町)



倉益 翔太 (寺田下)



大庭 真貴 (鹿谷)



石川 直紀 (北一)



青木 綾子 (森一)



山根 駿介 (三渡曾庭)



村田智徳 (山入)



宮本 弦 (北一)



福田 皓平 (小瀬)



永戸 有紀 (青原)



住吉 麻那 (中川)



齋藤 珠美 (木ノ口下)



小方 智弘 (森一)



岩道 竜徳 (下千原)



天川 大輔 (東一)



吉永 峻 (北一)



望月 駿 (本町二)



村上 加奈 (栄町)



藤井 静香 (中川)



長嶺 いつき (森二)



高山 真紀子 (金見町上)



齋藤 千聖 (枕瀬西)



沖田 花蓮 (春日町)



内田 裕也 (栄町)



飯島 悠希 (東一)



米本 涉 (中座一)



森元 謙太郎 (木ノ口下)



村上 瑚乃美 (野口)



藤山 育 (商人下)



長嶺 啓昭 (添谷)



椿 祐志 (駕原二下)



齋藤 裕貴 (涌元下)



神田 朋輝 (中座一)



大井 志織 (畑)



石川 遼 (野地)



若松 沙季 (森二)



山田 慎吾 (本町一)



村上 泰斗 (栄町)



益成 美保 (左鏡東)



野村 麻那 (本町一)



富田 雅隆 (北一)



坂崎 広大 (涌元下)



岸田 力 (木ノ口上)



大羽 宏明 (寺田上)



石川 大 (三渡曾庭)



山田 大貴 (駕原一)



村上 結有 (野口)



益成 雄貴 (左鏡西)



橋本 真里奈 (森二)



豊田 悦佳 (栄町)



島田 亜美 (森一)



岸田 翼 (金見町上)



大羽 史将 (下千原)



町民健康保険の申告の相談

平成27年度
町民健康保険の申告の相談

申告の必要な方は必要書類及び印鑑をご持参ください。源泉徴収票の交付を受けられている方は、必ずご持参ください。

① 農業収支申告について

収入支出明細簿（月ごとの集計）、月別総括表（年間分の集計）またはそれに代わる帳簿をご持参ください。
平成26年1月より記帳・帳簿等の保存制度が拡大され、農業所得のあるすべての方が収入金額や必要経費を記載した帳簿を作成しなければなりません。準備せずに申告に来られた場合には、申告を受けることは出来ませんので、ご注意ください。なお、平成26年中（平成26年1月1日～12月31日の間）に新たに購入された農具や支払代金がある方は、購入金額及び年月日の確認のため、領収書等をご持参ください。
また、備人費、もみすり料は依頼者、耕作者共に申告してください。
※自家消費のみの場合、申告は不要ですが、田畑等を貸し、小作料（金納、物納）をもっている場合は不動産所得として申告が必要です。
※肉用牛の売却所得についても、申告が必要です。ただし、その売却価格が100万円未満の場合、一定の要件の下、課税特例（免税）の適用を受けることができます。



② 勤労所得者について

大工、左官、土木作業、その他日雇で一定の勤め先のない人（大工、左官で請負業は除く）は収入・支出金額を調べておいてください。



申告の必要な方は必ず期間内に申告をしてください。町民税等の申告をしないと、児童手当、保育所の入所や公営住宅入居の申込みなどの各種申請に必要な所得証明等の発行が受けられないことがあります。また国民健康保険税については、軽減措置の対象になる人でも、所得が不明のため軽減が受けられないことがあります。申告にあたり次の事項を確認してください。なお、税務署等で平成26年分の確定申告をされる人は、この申告の必要はありません。税務署から申告案内が送られてきた方で、町で申告をされる場合は、送られてきた書類をご持参ください。

③ 生命保険契約の年金及び一時金（満期金等）について

生命保険契約等に基づく年金は、雑所得となり申告が必要です。町民税賦課後に判明し税額の更正をするケースが増えていますが、忘れず申告をお願いします。（所得税の確定申告の対象にならない場合でも、町民税の申告は必要です。）
また、生命保険契約等に基づく満期受取金等も一時所得となり、申告が必要になる場合がありますので申告時にご相談ください。



④ 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にしている配偶者、その他の親族のために支払った医療費について控除を受けるときは、すべての領収書が必要です。医療を受けた人毎に集計をしておいてください。また、保険などから補てん金があった場合は、その金額を調べておいてください。
おむつ使用証明については、病院にて発行となりますが、介護保険適用者の場合の2年目以降は役場健康福祉課にて発行することが出来る場合がありますので、ご相談ください。



⑤ 社会保険料控除

あなたや、あなたと生計を一にしている配偶者、その他の親族が負担する国民健康保険税（料）、国民年金保険料、農業者年金保険料などの社会保険

⑨ 障害者控除

あなたや、あなたと生計を一にしている配偶者、その他の親族に障がい者があるときは、一定額が所得から差し引かれます。（この申告で、はじめて控除をうけられる方は障害者手帳か、役場発行の障害者控除証明書をご提示ください。）

⑩ 町民税住宅借入金等特別控除

平成11年から平成18年までの間及び平成21年から平成29年までに入居された方で、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額の記載があり、この額が「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合が対象となります。ただし、平成11年から平成18年までに入居された方で山林所得や退職所得等がある方は、住宅借入金等特別控除申告書を提出することにより特別控除額が通常計算される控除額より大きくなる場合があります。

その場合には、町へ申告書を提出することが必要となりますので、平成27年3月16日（月）までに役場本庁舎税務住民課窓口または津和野庁舎商工観光課総合窓口に提出してください。（申告には印鑑と源泉徴収票が必要です。）

⑥ 生命保険料控除

受取人があなたやあなたと生計を一にしている配偶者、その他の親族の生命保険料、介護医療保険料（新設）、個人年金保険料などの掛金を支払った場合、一定の金額が所得から差し引かれます。申告には、保険会社が発行する証明書が必要です。



⑦ 地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にしている配偶者、その他の親族が常時居住している家屋等（生活用資産）に掛けられる地震等を原因として保険金が支払われる損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合、一定の金額が所得から差し引かれます。

なお、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約に係る保険料等を支払った場合には、従前の損害保険料控除と同様の計算による金額を控除することができます。地震保険料控除と合わせて限度額があります。申告には、それぞれ保険会社が発行する証明書が必要です。

⑧ 扶養控除

平成24年度から16歳未満の扶養控除が廃止になりました。また、16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分も廃止になりました。ただし、町民税の非課税限度額等の算定基準となりますので、16歳未満の扶養親族については申告が必要です。

確定申告書等作成コーナーで申告書が作成できます

給与所得者で年末調整を受け、確定申告の必要がない方でも、医療費控除を受ける場合など、源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告（還付申告）により所得税及び復興特別所得税を還付することができます。還付を受けるための申告書は、1月から提出することができますので、e-Taxまたは郵送などで早めに提出していただくをお願いします。

なお、申告書を作成されてない方で作成の相談を必要とされる場合は、2月16日から3月16日までの税務署の申告会場をご利用ください。

確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や青色申告決算所などを作成できます。

詳しくは国税庁HPへ [国税庁](#) で

あなたは申告が必要？

スタートから進み、申告が必要か不要か判断する目安にして下さい。

はい
いいえ

スタート
平成27年1月1日時点で津和野町に居住していましたか？

はい

平成26年中に収入がありましたか？
(この収入には、遺族・障害年金、失業保険などの非課税の給付は含まれません。)

はい

収入は1ヶ所からの給与所得のみで、年末調整がされていますか？

はい

源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」の記載があり、この金額が「住宅借入金等特別控除の額」より大きいですか？

はい

年金収入がありますか？

いいえ

申告が必要です

年金収入が年間98万円を超えていますか？

はい

営業・農業・不動産・一時・譲渡所得などがありますか？

いいえ

平成27年1月1日時点のあなたの年齢は65歳以上でしたか？

はい

年金収入が年間148万円を超えていますか？

いいえ

はい

いいえ

同居している家族の控除対象配偶者、扶養控除対象者になっていますか？

いいえ

申告が必要です

平成27年1月1日時点で居住していた市町村に照会してください。

はい

申告は不要です

申告は不要ですが、平成11年から平成18年までに入居した方で前ページ⑩ただし書きに該当する方については、選択により住宅借入金等特別控除申告書を提出することもできます。
(提出期限は3月16日)

はい

申告が必要です

「申告は不要」となった方も、医療費控除や雑損控除を受けた方は申告が必要です。また、生命保険等の一時金(満期金)や年金がある場合は申告が必要です。遺族・障害者年金等は非課税ですが、津和野町の国民健康保険(後期高齢者医療保険)に加入の方で、あなたの扶養にもなっていない方は申告をお勧めします。なお、譲渡所得や消費税の申告をされる方は、津和野町の申告会場ではお受けできない場合がありますので、益田税務署に相談してください。ご不明な点等ありましたら、2月13日(金)までに税務住民課へお問合せください。

平成27年度 町県民税・国民健康保険税申告受付日程

| 日 | 曜 | 津和野地域 | | | 日原地域 | | | |
|------|---|--------------------------|---------------------------|-----------|--------------------------------|---------------------------|---------------------|---|
| | | 地区名 | 受付時間 | 会場 | 地区名 | 受付時間 | 会場 | |
| 2/16 | 月 | 寺田上・寺田下・促進住宅・下千原・上千原・岩瀬戸 | 8:30-12:00 13:00-15:00 | 小川公民館 | 青原 | 8:30-12:00 13:00-15:30 | 青原公民館 | |
| 2/17 | 火 | 和田・麓耕・商人上・日浦 | | | 小瀬・青原団地・大木・二俣・鹿谷 | | | |
| 2/18 | 水 | 直地上・野広(12時まで) | 8:30-12:00 | | 柳・添谷 | | | |
| 2/19 | 木 | 畑迫地区 | 8:30-12:00 13:00-15:00 | 畑迫公民館 | 商人下・宿谷・程彼 | 8:30-12:00 13:00-15:30 | 程彼集落センター | |
| 2/20 | 金 | | | | 三渡曾庭・脇本 | 8:30-12:00 | 池河地区コミュニティセンター | |
| 2/23 | 月 | | | | 堤田 | 13:00-15:30 | | |
| 2/24 | 火 | 木部地区 | 8:30-12:00 13:00-15:00 | 木部公民館 | 小直 | 8:30-12:00 | 滝元多目的集会所 | |
| 2/25 | 水 | | | | 滝元上・滝元下 | 13:00-15:30 | | |
| 2/26 | 木 | | | | 相撲ヶ原上・相撲ヶ原下・須川元郷・日浦東・日浦西 | 8:30-12:00 13:00-15:30 | | 須川公民館 |
| 2/27 | 金 | 橋南地区 | 8:30-12:00 13:00-15:00 | 町民センター講義室 | 左鏡東・左鏡西 | 8:30-12:00 13:00-15:30 | 左鏡公民館 | |
| 3/2 | 月 | | | | 上横道・下横道・一ノ谷(12時まで) | 8:30-12:00 | | |
| 3/3 | 火 | | | | 野地・坂ノ谷・野口 | | | |
| 3/4 | 水 | 橋南地区 笹山地区 | 8:30-12:00 13:00-15:00 | 町民センター講義室 | 量・新地 下左鏡・木ノ口住宅 木ノ口上・木ノ口下 | 8:30-12:00 13:00-15:30 | 山村開発センター (日原公民館) | |
| 3/5 | 木 | 橋北地区 笹山地区 | | | 枕瀬東・枕瀬西 | | | |
| 3/6 | 金 | | | | 全町 | | | 栄町・旭町上下・扇町・春日町・幸町・金見町上下・山根町・清水町・星の里 (予定日に都合の悪かった方) |
| 3/9 | 月 | | | | | | | |
| 3/10 | 火 | | | | | | | |
| 3/11 | 水 | | | | | | | |
| 3/12 | 木 | | | | | | | |
| 3/13 | 金 | | | | | | | |
| 3/16 | 月 | | | | | | | |

ご迷惑をおかけします。申告相談は、税務住民課窓口及び商工観光課総合窓口では出来ません。税務担当職員全員が申告会場に向きますので、役場窓口での対応にご不自由をおかけしますが、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。



2月

国民健康保険第 11 期
後期高齢者医療保険料
.....第 11 期
介護保険料・・第 11 期

町税等の支払いは口座振替が便利でおススメです

| 日 -Sunday- | 月 -Monday- | 火 -Tuesday- |
|--|--|---|
| 1 ◎石見神楽公演 (石見神楽久木社中) (なごみ) /11:00-14:00- | 2 ◎木部地区心配ごと相談 (木部公民館 /9:00-11:30) ◎ほほえみ会*1 (添谷公民館 /14:00-15:30) | 3 ◎なかよし体操中座*1 (中座会館 /10:00-11:30) ◎パソコン教室 (山セ) /10:00-12:00) ◎キラキラ体操教室 (青原公民館 /10:30-11:30) (池河コミセン /13:30-14:30) ◎津和野地区心配ごと相談 (福セ) /13:30-15:00) ◎ハングル講座 (日公) /19:30-21:00) |

納期限は2月28日

各料金・税金は納付期限までに納付しないと、20日以内に督促状を送ります。その後の納付には100円の手数料が別途必要となります。

主な行事のお問合せ先

- 行政相談、交通事故相談
総務財政課..... ☎ 74-0028
- 無料人権相談
税務住民課..... ☎ 74-0059
- 健康相談、育児相談、乳児・幼児健診、ケアサロン、手話生活相談、心の相談
健康福祉課..... ☎ 72-0657
..... ☎ 72-0673
- 心配ごと相談(各地区含む)、無料法律相談
社会福祉協議会津和野支所
☎ 72-1494
- 明るい生活相談
社会福祉協議会本所・日原支所
☎ 74-1617
- パソコン教室、ハングル講座、アダルト英会話、キッズえいかいわ A ヨガ& マットエクササイズ、水彩画教室
日原中央公民館..... ☎ 74-0302
- 3B体操、つわの英会話教室、水彩画教室
津和野町民センター
☎ 72-2070
- キラキラ体操教室、元氣アップ教室、※1地域運動推進員サロン活動・研修会
地域包括支援センター
☎ 72-0683
- パソコン初心者教室、いきいきフィットネス体操、食育の集い
青原公民館..... ☎ 75-0039
- 断酒会
断酒会鹿足支部
☎ 090-9061-8012

| | | |
|---|---|--|
| 8 ◎第39回日原ロードレース大会 (日原体育館前 /10:00-) ◎輪読劇外 (森嶋外記念館 /10:00-11:00) | 9 ◎健康相談 (発熱外来診療所 /9:30-11:30) ◎人権講演会 (津和野高校 /10:00-11:30) ◎HBC 体操畑道*1 (畑道公民館 /10:00-11:30) ◎アダルト英会話 (山セ) /10:30-11:30) ◎3B 体操 (町セ) /13:30-) ◎キッズえいかいわ A (山セ) /16:15 ~ 17:00) ◎つわの英会話教室 (町セ) /20:00-21:00) | 10 ◎無料人権相談 (町セ) /9:00-12:00) ◎パソコン教室 (日公) /10:00-12:00) ◎ハッスル会*1 (鹿谷集会所 /10:00-11:30) ◎キラキラ体操教室 (須川公民館 /10:30-11:30) (やま) /13:30-14:30) ◎三葉会*1 (程彼集落センター /13:30-15:00) ◎健康体操*1 (青原公民館 /13:30-15:00) ◎ハングル講座 (日公) /19:30-21:00) |
|---|---|--|

| | | |
|--|---|---|
| 15 ◎石見神楽公演 (石見神楽日原保存会) (なごみ) /11:00-14:00- | 16 ◎離乳食教室 (やま) /9:30-11:30) ◎パソコン教室 (日公) /10:00-12:00) ◎キラキラ体操教室 (滝元多目的集会所 /10:30-11:30) (木ノ口公民館 /13:30-14:30) ◎ハングル講座 (日公) /19:30-21:00) | 17 ◎離乳食教室 (やま) /9:30-11:30) ◎パソコン教室 (日公) /10:00-12:00) ◎キラキラ体操教室 (滝元多目的集会所 /10:30-11:30) (木ノ口公民館 /13:30-14:30) ◎ハングル講座 (日公) /19:30-21:00) |
|--|---|---|

| | | |
|---|---|--|
| 22 ◎演奏会ピークオリティー (なごみ) ◎第8回あいこい交流文化祭 (山セ) /9:00-15:30 ころ) | 23 ◎健康相談 (町セ) /9:30-11:30) ◎アダルト英会話 (山セ) /10:30-11:30) ◎3B 体操 (町セ) /13:30-) ◎小川はつらつクラブ*1 (小川公民館 /13:30-15:00) ◎キッズえいかいわ B (山セ) /16:15-17:00) ◎つわの英会話教室 (町セ) /20:00-21:00) | 24 ◎パソコン教室 (日公) /10:00-12:00) ◎名賀のぞみクラブ*1 (名賀地域センター /10:00-11:30) ◎育児相談 (直地児童館内子育て支援センター /10:30-11:30) ◎キラキラ体操教室 (程彼集落センター /10:30-11:30) (左鏡公民館 /13:30-14:30) ◎健康体操*1 (青原公民館 /13:30-15:00) ◎ハングル講座 (日公) /19:30-21:00) |
|---|---|--|

CATVの「デジアナ変換」は3月16日に終了します

ケーブルテレビのデジアナ変換サービスは、平成27年3月16日に終了します。右下のイラストのようにテレビ画面の右上に「デジアナ」の文字が表示されている方は、それまでに地デジ受信の対策をお願いします。引き続き、デジタル放送を見るには次の3つの受信方法があります。

- ①サンネットにちはらと契約し、デジタルSTBを設置する
- ②デジタルテレビに買い替える
- ③地デジチューナーを購入し、アナログテレビに接続する

詳しくは、サンネットにちはら (☎ 74-2099) にお尋ねください。



| 水 -Wednesday- | 木 -Thursday- | 金 -Friday- | 土 -Saturday- |
|--|---|---|-------------------------------------|
| 4 ◎交通事故相談 (浜田合庁 /9-12時, 13-16時) ◎地域運動推進員研修会 (山セ) /9:30-11:30) ◎さんぎょうの会*1 (木部公民館 /10:00-11:30) ◎季節の湯 (橙) (なごみ) /10:00-21:00) ◎水彩画教室 (町セ) /13:30-19:00-) ◎断酒会 (中央) /19:00-21:00) | 5 ◎幼児健診 (やま) /13:30-) ◎キラキラ体操教室 (木部公民館 /13:30-14:30) (町セ) /15:30-16:30) ◎津和野地区ゴムバンド教室 (町セ) /13:30-15:00) ◎津和野町小学生子ども議会 (役場第2庁舎 /13:30-15:40) ◎あさぎりの湯定休日 (なごみ) | 6 ◎明るい生活相談 (やま) /10:00-12:00) ◎無料行政相談 (やま) /10:00-12:00) | 7 ◎西周生誕記念講演会 (森嶋外記念館 /午後) |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 11 建国記念の日 ◎すみれ会*1 (小瀬会館 /13:30-15:00) ◎断酒会 (町セ) /19:00-21:00) | 12 ◎畑道地区心配ごと相談 (畑道公民館 /9:00-11:00) ◎すずめ*1 (柳会館 /9:30-11:00) ◎水彩画教室 (山セ) /9:30 ~ 11:30) ◎小川地区心配ごと相談 (小川公民館 /13:30-15:30) ◎キラキラ体操教室 (畑道公民館 /13:30-14:30) (小川公民館 /15:30-16:30) ◎あさぎりの湯定休日 (なごみ) | 13 ◎パソコン初心者教室 (青原公民館 /10:00-12:00) ◎心配ごと相談 (福セ) /10:00-12:00) ◎元氣会*1 (下町コミュニティセンター /10:00-11:30) ◎育児相談 (日原保育園内子育て支援センター /10:00-11:30) ◎無料行政相談 (福セ) /10:00-12:00) | 14 ◎史談会 (下町コミュニティセンター /13:30-) ◎さくら会*1 (須川公民館 /13:30-15:00) ◎いきいきフィットネス体操 (青原公民館 /19:30-20:30) |
|---|---|--|--|

| | | | |
|--|---|--|-----------|
| 18 ◎交通事故相談 (浜田合庁 /9-12時, 13-16時) ◎にこにこ会*1 (プラサ枕瀬 /10:00-11:30) ◎季節の湯 (橙) (なごみ) /10:00-21:00) ◎ケアサロン (津和野共済病院 /11:00-12:00) ◎水彩画教室 (町セ) /13:30-19:00-) ◎断酒会 (中央) /19:00-21:00) | 19 ◎食育の集い、調理実習 (青原公民館 /9:30-13:30) ◎キラキラ体操教室 (長野自治会館 /13:30-14:30) (中座会館 /15:30-16:30) ◎津和野地区ゴムバンド教室 (町セ) /13:30-15:00) ◎あさぎりの湯定休日 (なごみ) | 20 ◎無料人権相談 (やま) /9:30-14:30) ◎明るい生活相談 (やま) /10:00-12:00) ◎無料法律相談<要予約> (やま) /13:00-16:00) ◎ヨガ&マットエクササイズ (山セ) /20:00-21:00) | 21 |
|--|---|--|-----------|

| | | | |
|--|--|---|-----------|
| 25 ◎交通事故相談 (浜田合庁 /9-12時, 13-16時) ◎すずめ会*1 (池河公民館 /10:00-11:30) ◎手話生活相談 (役場本庁舎 /13:30-16:00) ◎断酒会 (中央) /19:00-21:00) | 26 ◎交通事故巡回相談 (要予約) (益田市役所 /9:00-15:00) ◎水彩画教室 (山セ) /9:30-11:30) ◎キラキラ体操教室 (野中自治会館 /13:30-14:30) (高田自治会館 /15:30-16:30) ◎リハビリ恋(来い、鯉)クラブ (町セ) /10:00-11:30) ◎あさぎりの湯定休日 (なごみ) | 27 ◎年金相談 (町セ) /10:00-15:30) ◎心配ごと相談 (福セ) /10:00-12:00) ◎無料行政相談 (福セ) /10:00-12:00) ◎パソコン初心者教室 (青原公民館 /10:00-12:00) ◎津和野図書館休館日 | 28 |
|--|--|---|-----------|

2月11日午後8時~翌12日午前7時
ケーブルテレビの音声告知端末サービスが停止します

センター機器の更新作業により上記期間でサービスが停止します。期間中はお悔やみ放送や緊急通報サービスなど音声告知放送を利用したサービスが使用できなくなりますのでご注意ください。作業が終わり次第サービスが使えるようになります。なおテレビ放送やインターネット、IP電話サービスはいつも通り使用できます。詳しくはサンネットにちはらへ。

【お問合せ先】サンネットにちはら ☎ 74-2099



人権講演会を開催

税務住民課 ☎ 74-0059



介護短歌のご紹介

地域包括支援センター ☎ 72-0683

松江市を中心に、同和問題や人権問題に関する講演活動を行っている元島根県人権啓発推進センター職員・三浦成人さんを講師に招き『生きる』というテーマとした人権教育講演会を次の日時で開催します。入場は無料となっております。

場 所 津和野高校視聴覚室
日 時 平成27年2月9日(月) 10時から11時30分

デイの日に 皆んなと語るたのしさに 指折り数え 待つは水曜
水曜日に週1回デイサービスに行かせて頂いています。職員の方に大変よくして頂き、お友達も出来、ちぎり絵、折り紙と暇を見てやっています。楽しんでみです。

足腰の痺れはげしく 時間はす立つこと難き 時もいくたび
何人かの医師にかかり、精密検査の結果、手術以外方法なく手術の結果も確信ありとは返事なく、本人も手術拒否の姿勢でした。
小松 龍一さん

認知症に関する事業の中で町民の皆さまから「認知症の方を介護されている家族の方の声が聴きたい」「もっと地域の方へ認知症のことや介護している家族の思いを分かってもらいたい」などの声が聞かれます。そこで認知症に限らず介護する方、介護される方が日々の生活の中で感じている気持ちを詠んだ『介護短歌』を募集したところ、多くの短歌の応募がありましたのでご紹介いたします。

自衛官を募集しています

総務財政課 ☎ 74-0028



予備自衛官補の募集
一般の社会人や学生といった自衛官未経験者を「予備自衛官補」として公募・採用し、教育訓練修了後、「予備自衛官」として任用する制度です。ITの発達や自衛隊の役割の多様化等に対し、民間の優れた専門技能を有効に活用していくことを目的とし、一般と技能の2コースがあります。
予備自衛官補に 関する待遇等
▽教育訓練招集手当 日額7,900円
▽教育訓練日数 一般公募3年以内に50日間、技能公募2年以内に10日間それぞれの期間内に所定の教育訓練を終了した場合、翌日に、陸上予備自衛官として任用されます。
受付期間 平成27年1月8日(木) から3月24日(火) 締切日 必着

応募資格
▽一般公募 18歳以上34歳未満の者(平成27年7月1日時点の年齢)
▽技能公募 18歳以上で、国家免許資格等を保有する技能に对应し、53歳から55歳未満の者(平成27年7月1日時点の年齢)
その他にも資格要件があります。詳しくは、お問合わせ下さい。

【問い合わせ先】
自衛隊島根地方協力本部 益田地域事務所 ☎電話 0856-22-8223 [http://www.mod.go.jp/pco/shimane]



児童扶養手当の差額支給が開始

健康福祉課 ☎ 72-0673

児童扶養手当は、父母の離婚等によるひとり親家庭の生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。これまで、受給資格者や児童が公的年金等[※]を受給できる場合には、児童扶養手当は支給されませんでした。しかし今回、法改正により、公的年金等を受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分が平成26年12月分の手当(支給月・平成27年4月)から受給できるようになりました。該当される方は、申請手続きが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当の額 (平成26年4月時点)
額は、受給資格者の前年の所得により、その一部が支給停止になる場合があります。その場合は一部支給停止後の額との比較になりますので、ご注意ください。児童扶養手当の手当額は左表のとおりです。

| | |
|---------------|--|
| 子ども1人目 | 全部支給 :41,020円 (月額) 一部支給 :41,010円 (月額) 具体的な手当額は所得に応じて決まります。 |
| 子ども2人目 | 5,000円 (月額) |
| 子ども3人目以降一人につき | 3,000円 (月額) |

※具体例として国民年金法や厚生年金法による老齢・障害年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償などがあります。

20歳になったら国民年金

健康福祉課 ☎ 72-0651

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに国民年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで働き手がなくなったときに、年金を受け取ることが出来る制度です。老後のためだけのものではありません。年金には、年をとったときや老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合は、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある妻)や「子」が受け取れます。保険料の猶予や免除の制度があります。
▽若年者納付猶予制度 学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得

が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
▽学生納付特例制度 学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上)である課程のみ、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。
年金の相談と手続きは 国民年金のご相談・手続き等については津和野庁舎健康福祉課、本庁舎総合窓口または浜田年金事務所(0855-22-0670)までお問い合わせください。年金の手続きや相談をする場合には、基礎年金番号の分かるものをお持ちください。基礎年金番号の記載された書類には、年金手帳・年金証書・年金振込通知書などがあります。

2015年、開館10周年
グラントワ
Grand Toit

島根県芸術文化センター
 SHIMANE ARTS CENTER
 石見美術館
 IWAMI ART MUSEUM
 いわみ芸術劇場
 IWAMI ARTS THEATER

いわみ発 創作オペラ『ヒト・マル』、いよいよ開演です!

【お問い合わせ】
 〒698-0022 益田市有明5-15 島根県芸術文化センター「グラントワ」
 TEL: 0856-31-1860 FAX: 0856-31-1884 E-mail: zaidan@grandtoit.jp
 [PC] http://www.grandtoit.jp [携帯] http://www.grandtoit.jp/mobile/

Facebook
 はじめました!

2014 ~ 2015
 12/13 土 2/16 月
美少女の美術史
 まもなく開席!
 美少女なんて、いるわけないじゃない!

Mr. (Goin To A Go-go!) 2014年 © 2014 Mr./Kaikai Kiki Co., Ltd. All Rights Reserved.

浮世絵、少女雑誌、近代絵画、アニメ、マンガ、フィギュア、現代アート…… ようこそ、少女の迷宮へ。
 現代の日本文化における特徴的なモチーフ、「美少女」。その表現を追って、浮世絵から近代美術、イラスト、マンガ、アニメ、現代アートまで、さまざまな領域を探索する展覧会です。

PRESENT 1 先着プレゼント! PRESENT 2 会員限定バレンタイン企画
 会期中の土日祝日、先着20名様に「美少女の美術史」オリジナル 2月1日(日)~2月16日(月)、ミュージアムパスポート会員を対象に豪華なプレゼントが当たる特別抽選会を行います。

開催時間 10:00~18:30 (展示室の入場は18:00まで) 休館日 毎週火曜日
 【観覧料】当日券/一般1,000円、大学生600円、小中高生300円 ※企画展のみの料金

島根県立石見美術館 次回企画展「森英恵」4月18日(土)~6月8日(月)

「今 此処」から「いつか どこかへ」… ヒトマルの生き方は現代に生きる誰しもが願う「脱出の夢」。このオペラはいわみの国から贈る〜ボクらのヒトマル物語〜。

脚本・演出:加藤直 作曲・指揮:寺嶋隆也
 照明:成瀬一裕 プロデューサー:栗山文昭

【出演】
 〈ヒトマル〉 小しごえまみ 腰越満美
 〈フヒト〉 しかのよしゆき 鹿野由之
 〈サル〉 いとがしやうへい 糸賀修平
 〈オトメ〉 さわええり 澤江衣里

2ヶ年の制作の時を経て
 石見初のオリジナル・オペラ
 「ヒト・マル」の幕がいつに開く!!

2015年
 2月15日[日]
 グラントワ大ホール
 13:30開場 / 14:00開演

いわみ発 創作オペラ
ヒト・マル
 OPERA HITO-MARU

《シマネコ》赤坂有紀 《シマネズミ》横山琢哉
 《ムチマロ》高橋泰臣
 《クロス》チーム・ヒトマル、栗友会合唱団
 《合唱》グラントワ合唱団 《楽士》アンサンブル・ヒトマル

【チケット料金】
 指定席 一般: 00円(会員3000円) 高校生以下1500円
 自由席 一般: 00円(会員2000円) 高校生以下1000円

Grand Toit Theater
「シンプル・シモン」
 他者とのコミュニケーションがうまく取れないアスペルガー症候群の青年が、自分のせいで空人に捨てられた新たな「パートナー」を見つけようとする姿を辿る格闘的ハードワル・山ノアプロデュース

2月21日(土)
 グラントワ小ホール
 ①10:00~
 ②14:00~
 ③18:30~
 ※開場各30分前

一般【前売】1,000円【当日】1,200円(会員各200円引)
 子ども500円※3歳~小学6年生以下(前売・当日同料金)

監督:アンドレアス・ブーテン
 出演:ヒル・スウィット・カウチ、マティン・バルストレムほか
 制作年:2010年 上映時間:86分

グラントワ
弦楽合奏団
 第4回定期演奏会

2015年3月8日(日)
 開場13:30 開演14:00
 グラントワ小ホール

指揮:加藤幹雄
 (島根県オーケストラ連合協議会会長)
 ゲスト:東京オーケストラ合奏団
 賛助出演:林滋生オーケストラ

入場無料(要入場整理券)
 整理券取付期間:2015年2月27日(金)~3月1日(月) 18:00~20:00
 ※3歳以下入場不可

益田系操り人形
 3月22日(日) 入場無料
 開場13:30 開演13:50分
 グラントワ小ホール

上演:春の希望
 即席操り人形 弁慶使役 段
 山本 正太郎 子守の段
 演目決定後に発表される責任を負います

東京交響楽団
 特別演奏会
 2015年
 3月26日(木)
 開場18:00 開演18:30
 グラントワ大ホール

指揮:井上道義 アピア・秋原麻未
 吹奏楽部:小川 大輔
 クラウド・ピアノ:佐藤 信之
 チェンバロ:三浦 大輔・エレクシオン
 (伊豆楽隊)・ジョー
 SR 5,000円(会員1,800円)
 大学以上 ¥2,500円
 AM 3,000円(会員1,800円)
 大学以上 ¥1,500円
 ※未成年者入場不可

いろんな行事・イベントを広報担当者が取材にいきます
 町内でごんばっている皆さんの姿、身近な出来事、話題を教えてください
 つわの暮らし推進課 ☎ 74-0092



出るか一等!? 狙うは豪華景品
 昨年末、町内で開催された歳末の大抽選会。期間中、各会場は抽選券を握りしめた来場者で賑わいました。
 毎年、一年の感謝の意味を込めて開催されているこの抽選会。景品には1万分の商品券をはじめ様々な景品が数多くラインナップされ抽選会場に訪れた来場者は祈るような状態で抽選箱からクジを引っていました。津和野地区の抽選会場には町のイメージアップキャラクターつわみんも駆け付け、抽選のお手伝いをするなどして抽選を盛り上げました。

新年祝う汽笛響く

大勢の初詣客をのせたSL津和野編成が元日から3日までの3日間限定で運行され、正月の雪が舞う天候の中、大きな汽笛を響かせながらSLが到着した津和野駅は大勢の初詣客で賑わいました。
 駅構内では地元団体須川郷の会の皆さんによる2頭の獅子舞によるお出迎えが行われ、驚く初詣客の頭を囃むなどして無病息災を祈りました。
 太鼓谷稲成神社の境内は初詣客で賑わい、期間中町内では新年の縁起物を片手に観光を楽しむ方の姿を多く見ることができました。



地域防災へ 決意新たに

1月11日に津和野消防団の新春出初め式が行われ、消防団員230名が参加、地域防災への決意を新たにしました。
 式典では町消防団の管理者を務める下森町長から日頃の消防団員の活動に対する感謝が贈られました。
 東日本大震災以後、地域を守る力としてその重要性が見つめなおされてきている消防団。町消防団の澄川照一団長は「地域を守る決意を新たに、日頃の消防団活動に取り組んでもらいたい。」と団員へ訓示を述べました。
 式典のあと各地域の消防団員と各消防車両が津和野川に集合、毎年恒例を一斉放水を河川に向けて行い地域防災への決意を新たにしました。



| | | |
|----------------|------------------|---|
| 島根県最低賃金 | 時間額 679 円 | 島根県内の事業場で働くすべての方に この島根県最低賃金が適用されます |
|----------------|------------------|---|

効力発生日：平成 26 年 10 月 5 日

| 特定（産業別）最低賃金 | 最低賃金額 時間額 | 効力発生日 | 特定（産業別）最低賃金の適用が除外され 島根県最低賃金が適用される労働者 |
|-----------------------------------|--------------|-----------|--|
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材 製造業 | 793 円 | H26.11.15 | 1. 18 歳未満又は 65 歳以上の方 2. 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中の方 3. 次の業務に主として従事する方 ①清掃、片付け又は整理の業務②選別、検数、結束又は包装の業務③運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務④手作業による運搬の業務（電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる）⑤部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行なう軽易な業務 上記 1、2 のほか清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 778 円 | H26.12.25 | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 718 円 | H26.12.27 | |
| 自動車・同附属品製造業 | 772 円 | H26.12.19 | |
| 百貨店、総合スーパー | 704 円 | H22.12.12 | |
| 自動車（新車）小売業 | 749 円 | H26.12.28 | |

詳しくは島根労働局賃金室（☎ 0852-31-1158）又は益田労働基準監督署（☎ 0856-22-2351）にお問い合わせください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|--------------------|--|
| <p style="font-size: small;">※掲載は同意が得られた方のみとなっております。</p> | 水津 | 竹内 | 大庭 | 大庭 | 堀 | 早川 | 和田 | 岸田 | 喜嶋 | 中田 | 小松 | 佐伯 | 山田 | 大庭 | 12月届出分 | 登米 | 長嶺 | 神野 | 藤本 | 岸田 | 細坂 | 12月届出分 | お祝い申しあげます (敬称略) | |
| | カツ子 | 智恵子 | 弘士 | 榮 | ウメ子 | 幸憲 | みどり | 福魔 | 茂子 | 勝 | カタ子 | 勉 | 幸伸 | 豊 | | 美羽 | 直史 | 晃陽 | 芽生 | 穂花 | 優太郎 | | | |
| | 11・30 | 12・30 | 12・26 | 12・24 | 12・19 | 12・19 | 12・18 | 12・14 | 12・13 | 12・12 | 12・12 | 12・8 | 12・7 | 12・2 | | 12・24 | 11・21 | 12・16 | 12・16 | 12・11 | 12・4 | | | |
| | (川尻) | (柳) | (堤田) | (添谷) | (三渡曾庭) | (寺田下) | (笹山) | (小直) | (星の里) | (西二) | (旭町下) | (商人下) | (須川元郷) | (鷺原一) | | (青原) | (野地) | (添谷) | (下横瀬) | (北二) | (北二) | | | |
| | 88 歳 | 99 歳 | 82 歳 | 91 歳 | 89 歳 | 61 歳 | 80 歳 | 93 歳 | 81 歳 | 63 歳 | 92 歳 | 86 歳 | 80 歳 | 64 歳 | | | | | | | | | | |

| 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する公表について | |
|---|---|
| 平成 18 年 11 月 1 日より、住民基本台帳の閲覧に制限が設けられました。これにより閲覧者の氏名など少なくとも年に 1 回は公表することになっています。 | |
| 請求機関名 | 閲覧年月日 |
| 自衛隊島根地方協力本部 | 平成 26 年 12 月 8 日 |
| 請求事由・概要など | 請求に係る住民の範囲 |
| 自衛官募集に伴う広報 (根拠法令 自衛隊法第 97 条) | 平成 9 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者 |

□住民基本台帳(平成 26 年 12 月末現在)

| | | | |
|-----------|-----------------------------------|---------------|----------------|
| 世帯数：3,612 | 人口：8,012 人 男 3,703 人 女 4,309 人 | 出生：6 転入：18 | 死亡：18 転出：11 |
|-----------|-----------------------------------|---------------|----------------|

※住民基本台帳は、平成 24 年 7 月から法律改正により従来は含まれなかった外国人住民の方も含まれるようになりました。

☑ 広報つわの

- ☐ 発行 / 津和野町役場 〒 699-5292 島根県鹿足郡津和野町日原 54 番地 25
- ☐ 編集 / つわの暮らし推進課 TEL : 0856-74-0092 FAX : 0856-74-0002
- ☐ 印刷 / 石見紙工業株式会社
- ☐ URL / <http://www.town.tsuwano.lg.jp/>

モバイル

スマートフォン

facebook